

学校いじめ防止基本方針

熊取町立熊取北中学校

制定 平成26年3月31日

最終改定 令和5年4月1日

はじめに

近年、子どもたちを取り巻く社会状況が著しく変化する中で、いじめの問題についても多様化するとともに、より複雑になり深刻化する傾向にあります。例えば、SNS等新たなコミュニケーションツールの急速な普及は、人間関係構築の方法を多様化させ、保護者や教職員の認知が困難なネット上のいじめが発生し、社会問題となっています。

大阪府では、これまでも、いじめは「重大な人権侵害事象であり、根絶すべき課題として未然防止に努めなければならない」「いじめられた児童生徒の立場になって取り組み、速やかに解決する必要がある」という考えのもと、「いじめ防止指針」をはじめ、「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」「いじめ対応プログラム実践事例集」「いじめ対応マニュアル」「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」「5つのレベルに応じた問題行動へのチャート」をとりまとめ、様々ないじめ防止対策に取り組んできました。

平成25年6月28日、「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月28日に施行されました。この法律は、いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や対策について定められたものです。

今般、平成29年3月に国の方針が改定されたことから、大阪府においても「大阪府いじめ防止基本方針」が改定され、熊取町においても平成30年2月に「熊取町いじめ防止基本方針」が改定されました。そこで、本校として「熊取町いじめ防止基本方針」の趣旨に則り、「学校いじめ防止基本方針」の改定を行うものです。

「学校いじめ防止基本方針」は、教職員がいじめの問題を抱え込まず、いじめの未然防止や早期発見等の取組みを学校が組織として一貫して行うべきであることを明記しました。また、いじめが生じた時の学校の対応をあらかじめ示すことにより、生徒はもちろんその保護者にも、安心して学校生活を送ることができるとともに、いじめの加害行為の抑止にも役立てることとしました。さらには、加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、その支援につながる取組みも進めることとしています。

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うこととし、校種間や学校と保護者の連携を密にするとともに、周囲の生徒に対する必要な指導も組織的に行っていきます。

この基本方針に基づき、学校・家庭・地域及び関係機関等が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組んでまいります。

I いじめ防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法による定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条には、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

(2) 留意点と具体例

いじめには多様な態様があります。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があり、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければなりません。

例えば、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

そして、具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられます。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、「いじめ」であるため、学校のいじめ対策組織への情報共有は当然必要です。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合があります。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要です。

2 基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。いじめは、全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事です。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければなりません。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続していく必要があります。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではありません。いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があります。また、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切です。

3 いじめ防止等に関する措置

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もあります。いじめの未然防止のためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大切です。

しかし、未然防止の取組みを充実させても、現実にはいじめを根絶させる事は非常に困難なことです。したがって、いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要です。

そのためには、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気付く力を高める必要があります。

また、子どもたちが、気がねなく相談できる環境を整えるとともに、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう関係者間で緊密に連携できる体制を整えておくことも大切です。

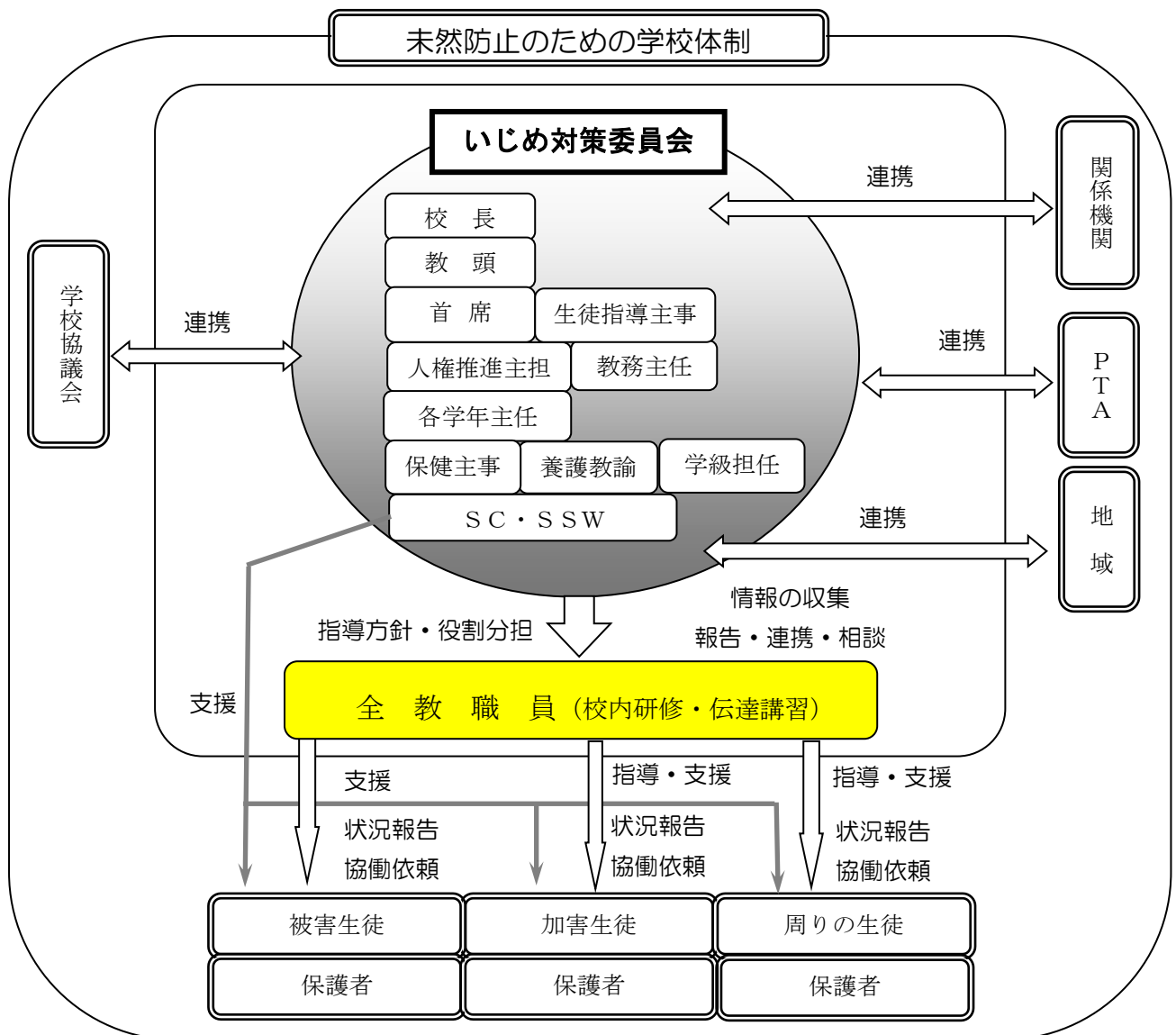
II いじめ防止のための施策

1 いじめ防止のための組織

(1) 名称 いじめ対策委員会

(2) 構成員と組織図

校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、人権教育主担、学級担任
 スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW)



(3) 役割

- | | |
|--------------------|---------------|
| ア 学校いじめ防止基本方針の策定 | イ いじめの未然防止と対応 |
| ウ 教職員の資質向上のための校内研修 | エ 年間計画の企画と実施 |
| オ 年間計画進捗のチェック | カ 各取組の有効性の検証 |
| キ 学校いじめ防止基本方針の見直し | |

(4) 年間計画

以下のとおり実施する。

熊取北中学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 アンケート 「笑顔調査1」実施 →実態把握 生徒への相談窓口周知 (学校便り等) 仲間づくり (自分も仲間も大切に) 教育相談	保護者への相談窓口周知 アンケート 「笑顔調査1」実施 →実態把握 生徒への相談窓口周知 (学校便り等) クラスづくり (自分も仲間も大切に) 教育相談	保護者への相談窓口周知 アンケート 「笑顔調査1」実施 →実態把握 生徒への相談窓口周知 (学校便り等) クラスづくり (自分も仲間も大切に) 教育相談	・第1回いじめ対策委員会 年間計画の確認 問題行動調査結果を共有 ・PTA 総会
5月	アンケート 「笑顔調査2」実施 →実態把握 家庭訪問	アンケート 「笑顔調査2」実施 →実態把握 家庭訪問 (家庭での様子の把握)	アンケート 「笑顔調査2」実施 →実態把握 家庭訪問 (家庭での様子の把握)	
6月	家庭訪問 校外学習 (仲間とつながり、ともに成長) アンケート 「笑顔調査3」実施 →実態把握	家庭訪問 校外学習 (キャリア教育から学ぶつながり) アンケート 「笑顔調査3」実施 →実態把握	家庭訪問 修学旅行 (仲間とつながり、ともに成長) アンケート 「笑顔調査3」実施 →実態把握	
7月	アンケート 「笑顔調査4」実施 ⇒教育相談 教員向けアンケート実施 保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	アンケート 「笑顔調査4」実施 ⇒教育相談 教員向けアンケート実施 保護者懇談会 (家庭での様子の把握) 「社明運動」弁論大会	アンケート 「笑顔調査4」実施 ⇒教育相談 教員向けアンケート実施 保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	
8月	オンライン登校日 家庭訪問(個別指導)	オンライン登校日 家庭訪問(個別指導)	オンライン登校日 家庭訪問(個別指導)	・第2回いじめ対策委員会 ・学校協議会

9月	アンケート 「笑顔調査5」実施 体育大会に向けて (クラスの結びつき)	アンケート 「笑顔調査5」実施 体育大会に向けて (クラスの結びつき)	アンケート 「笑顔調査5」実施 体育大会に向けて (クラスの結びつき)	
10月	北中祭に向けて アンケート 「笑顔調査6」実施	北中祭に向けて アンケート 「笑顔調査6」実施	北中祭に向けて アンケート 「笑顔調査6」実施	
11月	⇒教育相談	⇒教育相談 職業講話 (キャリア教育)	⇒教育相談 進路懇談会 (進路選択)	
12月	アンケート 「笑顔調査7」実施 ⇒実態把握 ⇒保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	アンケート 「笑顔調査7」実施 ⇒実態把握 ⇒保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	アンケート 「笑顔調査7」実施 ⇒実態把握 ⇒保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	・第3回いじめ対策委員会 ・学校協議会
1月	アンケート 「笑顔調査8」実施 ⇒実態把握	アンケート 「笑顔調査8」実施 ⇒実態把握	アンケート 「笑顔調査8」実施 ⇒実態把握	
2月	命の学習 (自他を大切にすること)	人権学習 (部落史の学習)	結婚・就職差別学習 (差別を許さない心)	
	進路学習 (将来の職業)	進路学習 (卒業後の進路について)	進路懇談会 (進路選択) エイズ学習 (性の責任)	
3月	アンケート 「笑顔調査9」実施 ⇒個別相談 三年生を送る会に向けて	アンケート 「笑顔調査9」実施 ⇒個別相談 三年生を送る会に向けて	アンケート 「笑顔調査9」実施 ⇒個別相談 卒業式に向けて (中学生生活のまとめ)	・第4回いじめ対策委員会 【定期的実施】 ・ケース会議の実施 SC, SSW も参加 ・アンケートの実施、集約と分析からの手立ての実施 【学業指導の充実】 ・自信を持たせる授業づくり ・帰属意識の高い学級づくり ・教職員間による公開授業週間 (わかる授業づくり) ・道徳教育の充実 ・体験活動の充実

(5) 取組み状況の把握と検証 (PDCA)

いじめ対策委員会は、年度の初め、各学期の終わりに年4回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるかの確認、必要に応じた計画の見直しなどを行う。また、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証などを行います。

2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

ア 子どもの人権意識を育む

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重し合うこと
によって、いじめを許さない集団作りを進めていく必要があります。

とりわけ学校では、生徒が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で
信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための
取組みを、各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動などの機会を通じて、総合的に推
進していきます。

(2) いじめの早期発見

ア 小さな変化を見逃さない

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われた
りするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがあります。小さな兆候であっ
ても、早い段階からの確に関わりを持つことが何より大切です。

そして、学校においては、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等
により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えていきます。

イ 情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、子どもの小さな変化や
いじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速
に対応できるようにしていきます。

(3) いじめの対処

ア 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、まずはいじめを受けた子どもやいじめ
を知らせてきた子どもの安全確保が最優先です。

そのため、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう関係者間で緊密
に連携できる体制を整えておくことが大切です。その上で、いじめたとされる生徒に対して事実
関係の確認を行います。

学校では、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を活用するなど、学校の設置
者や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応していきます。

イ いじめ行為には厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う

いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示す
ことが必要です。いじめた生徒には、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境
を整えなければなりません。また、この際、大切なことはいじめた生徒の保護者との連携です。
事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学
校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めています。

いじめた生徒自身には深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合があります。

いじめた生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い説諭や、当事者の生徒との話し合いなどにとどまらず、地域の関係者などの協力も得ながら、情緒的な安定を獲得していく中で、成長支援の観点を踏まえ規範意識や社会性を育成していかなければなりません。また、必要に応じて警察や福祉機関等との連携による指導も行います。

ウ 集団全体の課題としてとらえる

いじめを見ていたり、同調したりした生徒の中にも様々な思いを抱えている子どもたちがいます。いじめを受けた生徒の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求めなければなりません。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしてきた「傍観者」であっても、いじめを受けている生徒にとっては、孤独感や孤立感を強める存在であること理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくようにしていきます。

(4) いじめの解消の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていなければなりません。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視しなければなりません。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。学校は、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければなりません。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

Ⅲ 重大事態への対処

1 重大事態の意味について

全国的には近年、残念ながらいじめにより子どもの生命や身体または財産に関わるような重大な事態が起っています。

こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないよう対策を講じる必要があります。

そのため、本校では、より客観的な調査を行えるよう、町及び町教育委員会をはじめ、関係機関と連携、協力する体制を整備していきます。

【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

- 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例) ・児童生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合 等

- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要。

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに町教育委員会に報告します。また、町教育委員会の指導、支援のもと、いじめ対策委員会で調査を行い、調査結果を速やかに町教育委員会に報告します。また、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明します。